

保健医療福祉分野の国のICT施策の動向

一般財団法人医療情報システム開発センター
東京大学大学院医学系研究科医療経営政策学講座

山本隆一

- はじめに
- 番号制度の概略
- 個人情報保護法改正案と課題
- 医療分野での番号制度の活用
- Personal Health Recordsの時代へ

総医療費の対GDP比 (OECD Health Data 2012)

	2010 (or nearest year)
米国	17.6
オランダ	12.0
フランス	11.6
ドイツ	11.6
カナダ	11.4
スイス	11.4
デンマーク	11.1
オーストリア	11.0
ポルトガル	10.7
ベルギー	10.5
ギリシャ	10.2
ニュージーランド	10.1
スペイン	9.6
スウェーデン	9.6
英国	9.6
日本	9.5
OECD 加盟国の平均	9.5

	世界保健機関 (WHO)			経済協力開発機構 (OECD)	
	健康達成		健康達成度の総合評価	一人当たり国内総生産 (GDP) 1998年	総医療費と国内総生産との比 1998年
	健康寿命	平等性			
日本	1位	3位	1位	5位	18位
オーストラリア	2	17	12	17	7
フランス	3	12	6	12	5
イタリア	6	14	11	16	14
カナダ	12	18	7	18	6
英国	14	2	9	14	21
ドイツ	22	20	14	8	3
米国	24	32	15	4	1

出典：WHO (世界保健機関) World Health Report 2000、OECD (経済協力開発機構) OECD HEALTH DATA 2000
 注：WHO-OECD加盟国のうち、主要8カ国のランキングを示したものである。 ●健康寿命とは、健康で自立して生活できる年齢をいう。
 ●平等性とは、年齢や地域間の格差がないことを示す指標。 ●国内総生産 (GDP)とは、国の経済力の指標。

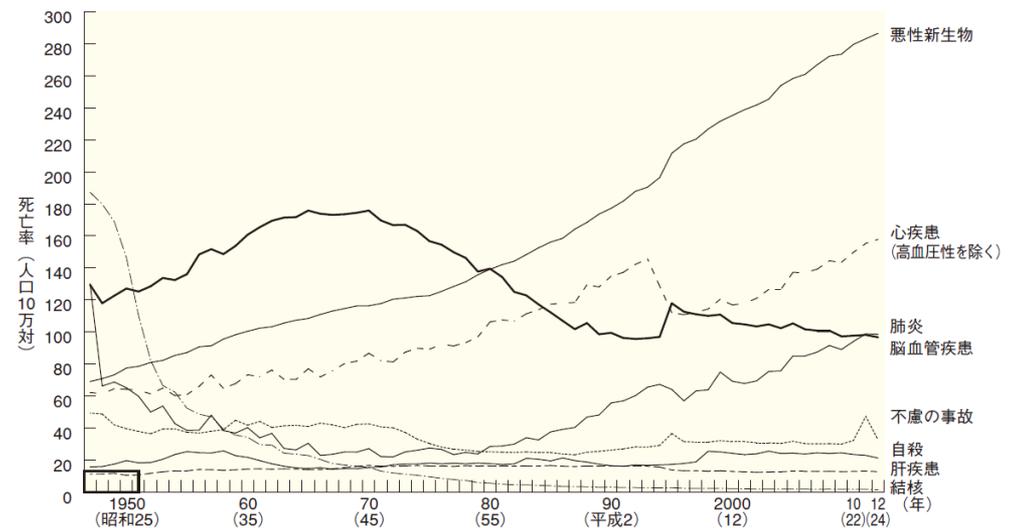
1947年の日本：

平均余命(0歳) 男50.0年 女54.0年 【2010年 男79.6年 女86.4】

死因 結核、肺炎、胃腸炎、脳卒中、老衰

血液検査はわずか数項目でいずれも用手検査、X線撮影は単純撮影だけ

主な死因別にみた死亡率の推移 (人口10万対)

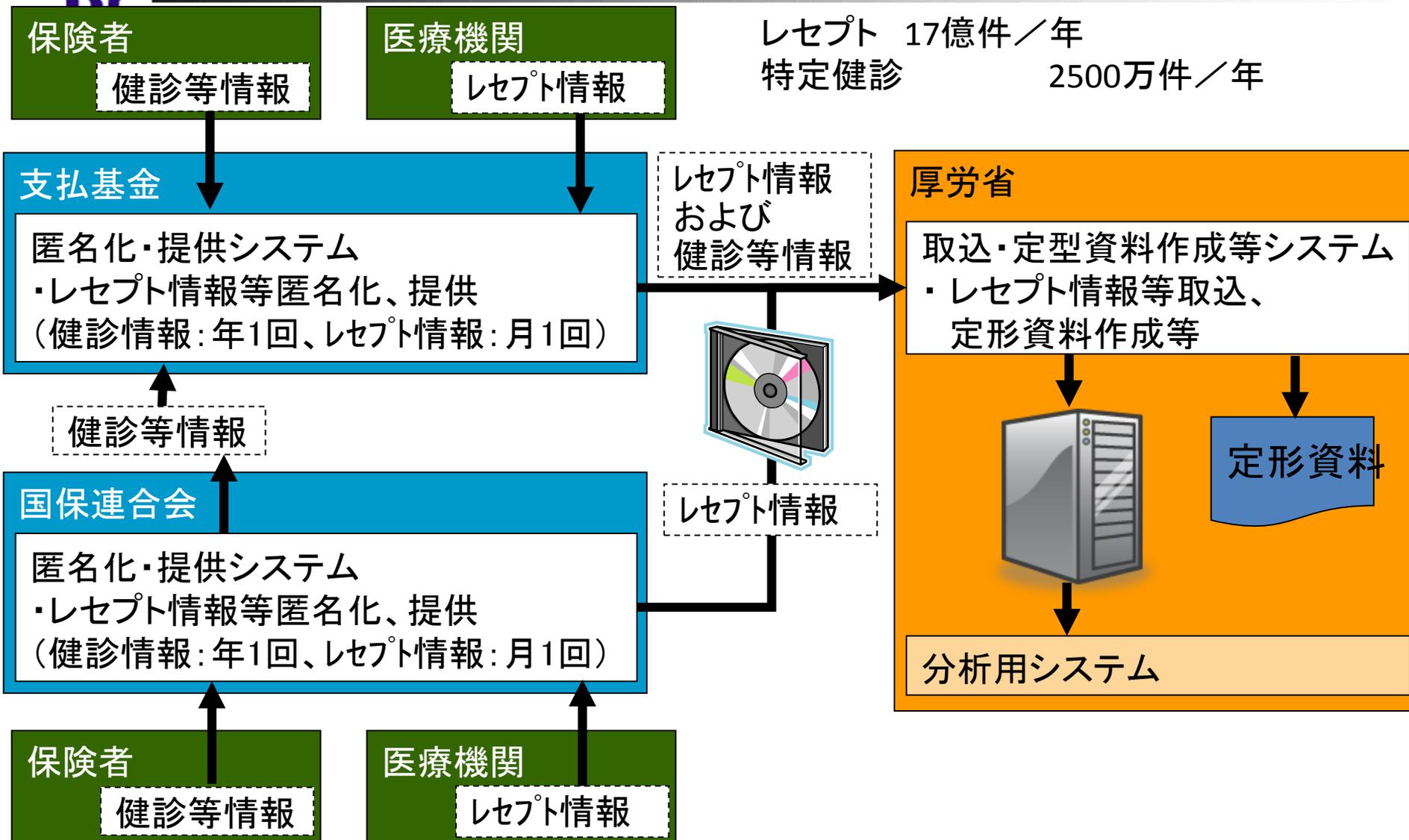


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」
 (注) 1. 死因分類等の改正により、死因の内容に完全な一致をみることはできない。
 2. 2012 (平成24) は概数である。



レセプト情報・特定健診情報等データベース(NDB)の全体像

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき厚生労働省に設置



- それぞれの
がんの解説
- 診断・治療
- 生活・療養
- 冊子・資料
- がん登録・統計**
- 予防・検診

TOP > [がん登録・統計](#) > [がん登録](#) > 全国がん登録

全国がん登録

更新日: 2015年04月16日 [[更新履歴](#)] 掲載日: 2014年11月14日

- [1. 全国がん登録とは何ですか](#)
- [2. がん登録はなぜ必要ですか](#)
- [3. がん登録の手続きは?](#)
- [4. 私たちの個人情報
は守られますか](#)
- [5. 集めたデータをどうするのですか](#)
- [6. 全国がん登録のロゴマークが示すもの](#)

1. 全国がん登録とは何ですか

「全国がん登録」とは、日本でがんと診断されたすべての人のデータを、国で1つにまとめて集計・分析・管理する新しい仕組みです。この制度は2016年1月から始まります。

「全国がん登録」制度がスタートすると、居住地域にかかわらず全国どこの医療機関で診断を受けても、がんと診断された人のデータは都道府県に設置された「がん登録室」を通じて集められ、国のデータベースで一元管理されるようになります(図1)。

「全国がん登録」
のロゴマーク



図1 新しくはじまる「全国がん登録」の仕組み

がん登録・統計

がん登録

- 全国がん登録
- [院内がん登録](#)
- [地域がん登録](#)
- [がん登録とがん対策](#)

一般向け統計情報

NDBの現状

- 80億件のレセプト情報、1億件の特定健診・保健指導情報が蓄積
- サンプルングデータセットが利用可能
 - 毎年10月のレセプトで作成（調剤は11月も）
 - 外来患者の1%、入院患者の10%
 - 頻度0.1%以下の病名、医療行為はダミーに置き換える
- 基本データセットの提供
 - 全レセプトからほぼ1%にサンプルングしたもののだが、ハッシュ値で紐付けされている。項目セットは数種類。
- オンサイトセンターが試験稼働開始（東京、京都）。
- PPDMの実装はまだ。

日本経済新聞

2015年6月30日 (火)

Web刊 **速報** ビジネスリーダー マーケット マネー テクノロジー ライフ スポーツ 映像 朝刊

全て **経済** 企業 国際 政治 株・金融 スポーツ 社会 ニュース18時 その他ジャンル▼

速報 > 経済 > 記事

病床数を最大20万削減 25年政府目標、30万人を自宅に

2015/6/15 23:28



政府は15日、2025年時点の病院ベッド(病床)数を115万～119万床と、現在よりも16万～20万床減らす目標を示した。手厚い医療を必要としていない30万～34万人を自宅や介護施設での治療に切り替える。高齢化で増え続ける医療費を抑える狙いだが、実現のめどや受け皿になる介護サービスの整備にはなお課題が残る。

- はじめに
- 番号制度の概略
- 個人情報保護法改正案と課題
- 医療分野での番号制度の活用
- Personal Health Recordsの時代へ

2. 仕組みのイメージについて(仮定)

- プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安を極力解消しつつ、将来的な用途拡大に対応できる仕組みを目指す。
- 保険資格情報や閲覧情報は保険者のみが保有。中継データベース(仮称)は、被保険者記号番号といった必要最小限の情報を持つ(情報の集約を避け、情報連携を適切に制御できる仕組み)。
- 社会保障カード(仮称)のためだけの新たな投資を極力避けることが必要。特に、中継データベース(仮称)については、次世代電子行政サービス構想における「行政情報の共同利用支援センター(仮称)」等と重複した投資を避け、共通の基盤として構築することを目指すべき。

- ① 個人を識別した上で、本人確認をし、交付



- ② アクセス、情報を要求
(暗証番号の入力等)

- ③ 認証(※)

※ 公開鍵暗号の技術を活用する方式(ICチップに収録された極度に解析が困難とされる暗号アルゴリズムである秘密鍵、公開鍵による演算の結果が合致することをもって本人を認証する方式)を検討。この方式は、ICチップに収録した共通番号等を認証に直接用いる方式と比較し、安全性において優位。

- 他の市町村へ住所を移した場合の継続使用を可能とする等の住基カードの見直しの動き、オンライン認証の実現を含めた公的個人認証サービスの普及拡大に関する検討等と連携し、既存のインフラの活用を検討。

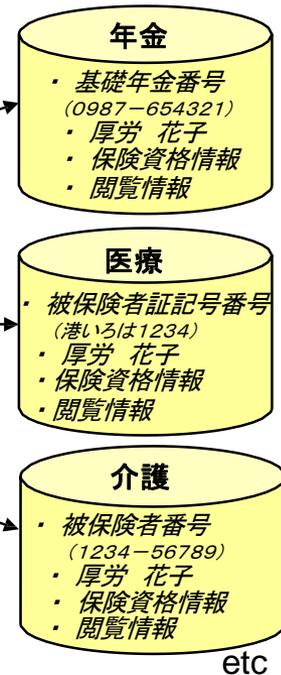
中継データベース(仮称)

- ④ 中継DBは、保険者へ情報を要求。
保険者は、中継DBを通じて、利用者へ情報を提供

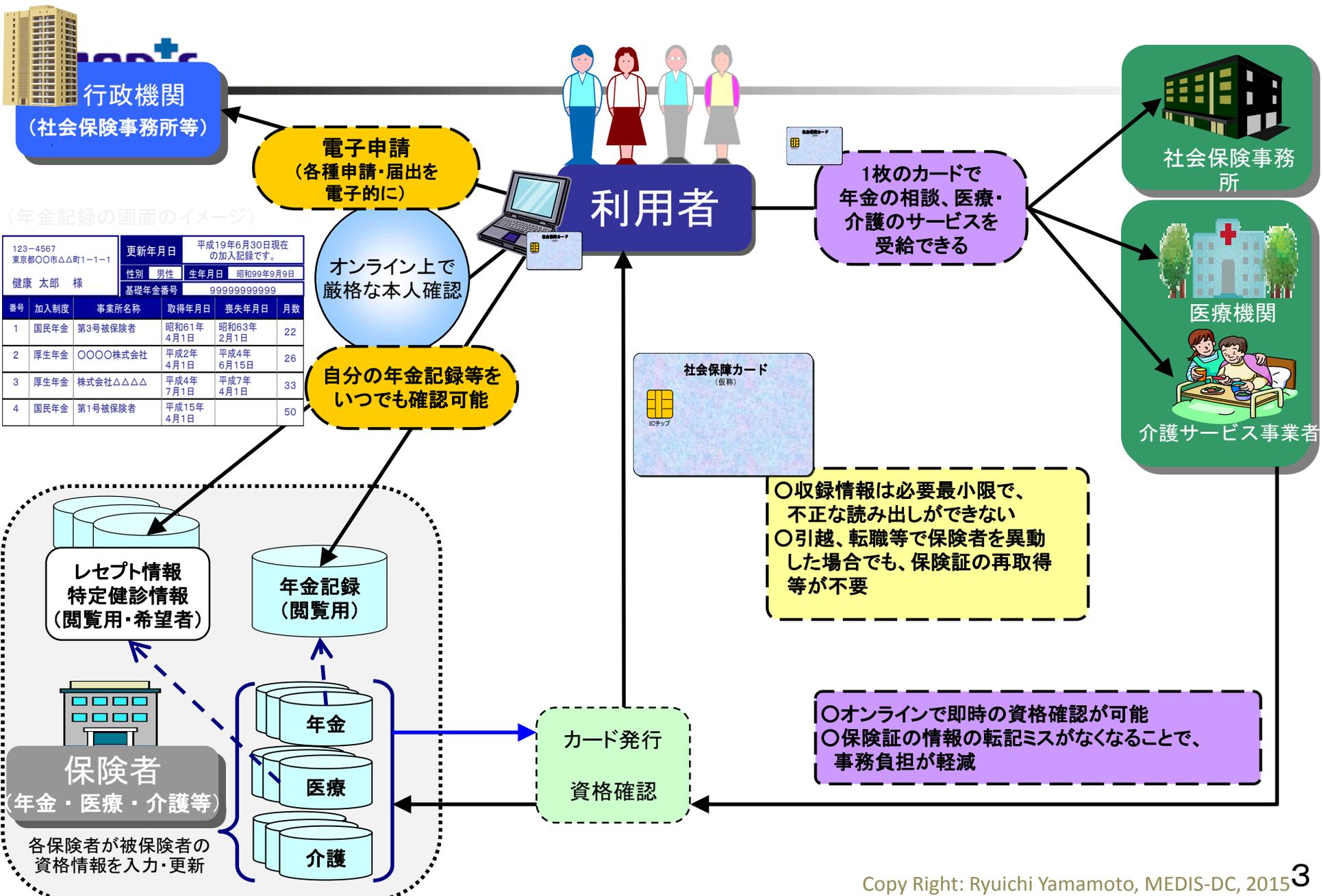
整理番号	...
基礎年金番号	...
医療保険被保険者記号番号	...
介護保険被保険者番号	...
その他の番号	...

情報へのアクセス記録を保存し、利用者が確認できる仕組みとすることなどにより、不正アクセスによる盗み見等の不正を抑止し、情報連携を制御。

保険者等のデータベース



社会保障カード（仮称）の基本的な構想についてのイメージ



マイナンバー制度導入のロードマップ(案)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)

制度構築

平成二十五年四月十四日
平成二十五年五月十一日
平成二十五年四月十四日
平成二十五年五月十一日

別表第一、別表第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

政省令等の整備

法人番号の
通知・公表

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始
【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野
・年金に関する相談・照会
- 税分野
・申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野
・被災者台帳の作成

個人番号の通知

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルTMの運用開始

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目途に、
地方公共団体等との
連携についても開始

システム構築

システム要件定義・調達

調査研究

設計

開発・単体テスト

総合運用テスト

工程管理支援業務

個人情報保護

委員
国会同意

特定個人情報保護
委員会設置
(平成二十六年一月一日)

委員
国会同意

委員会規則の制定

委員
国会同意

特定個人情報の取扱い
ガイドラインの策定
(事業者編、行政機関等・
地方公共団体等編)

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

特定個人情報保護評価
指針の作成

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

広報

番号制度に関する周知・広報

マイナンバーの利用範囲

別表第一(第9条関係)

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

税分野

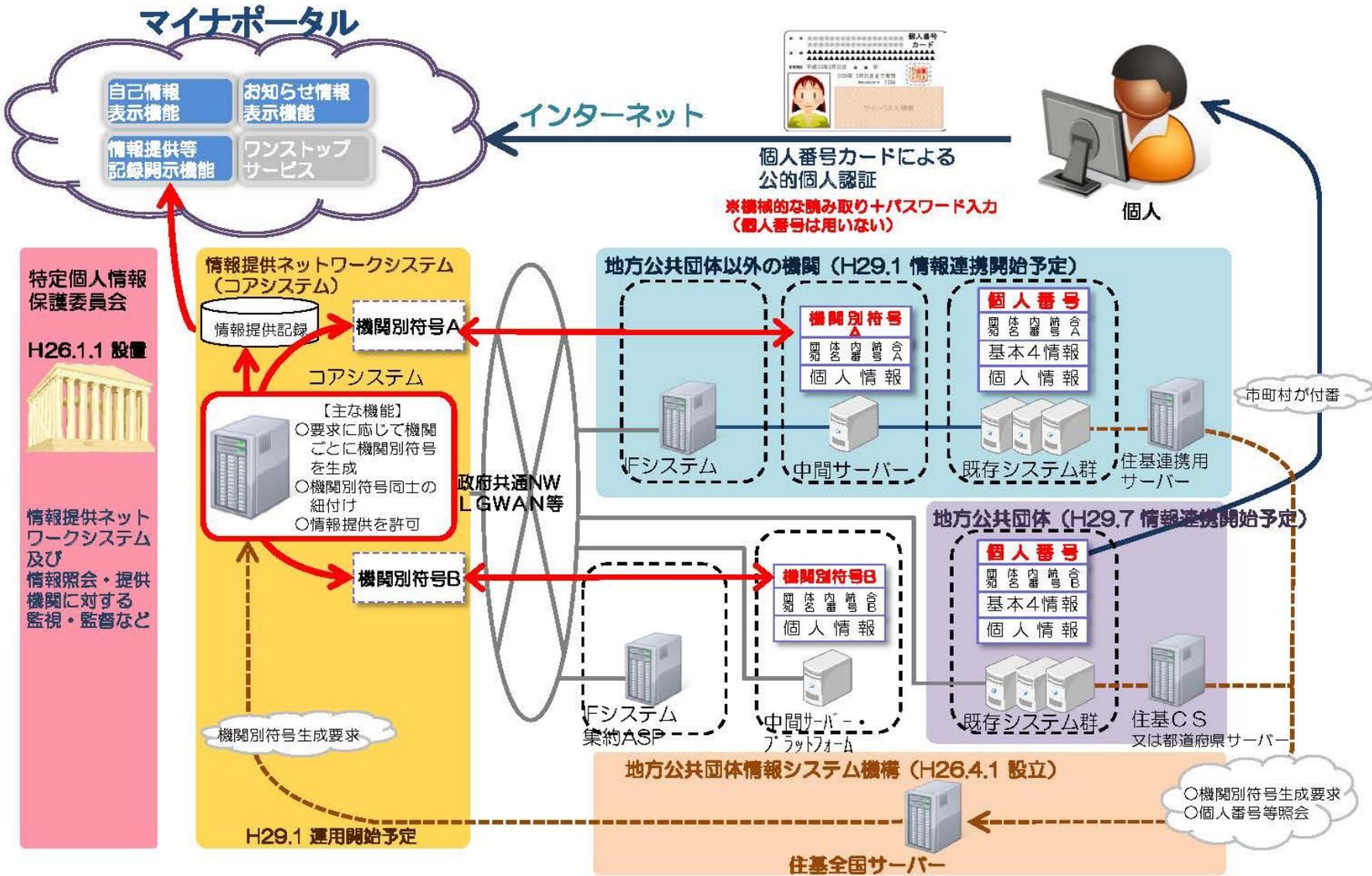
⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

番号制度における情報連携の概要



マイナンバー制度の4つの要素



- 個人番号(マイナンバー)
 - 12桁の番号。2015年10月に全国民に送付。
 - 紙で通知、個人番号カードの申し込み書同封
 - 2016年からは給与、謝金等の支払いに際して収集。
- 個人番号カード
 - ICカード。公的個人認証サービスの本人確認用証明書と署名用証明書が格納されている。
- 情報提供ネットワーク
 - 番号制度の本体。多数の機関別符号を扱い、個人情報の特例を「法令に基づいて」行う。
- マイナポータル
 - 国民の電子私書箱＋番号制度監視機能？

個人番号(マイナンバー)とは何か



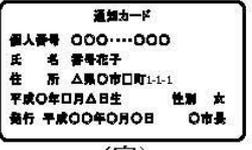
- 12桁の番号
- 本人が収入を得る時または行政事務を求める時に提示する。
- 給与、謝金、配当等を支払う者は支払った人の個人番号を収集記録し、源泉徴収税の支払いに添付する。
- (銀行預金に銀行は個人番号を記録する。)
- (・・・)
- 行政機関は本人確認以外に個人番号は使わない。

個人番号カードとは何か



- 住基カードの後継
- 公的個人認証サービスの署名用証明書に加えて、本人確認用の証明書を格納している。
 - 本人確認用証明書の証明書番号と個人番号の関係は情報提供ネットワークだけが知っている。
ただし証明書番号に紐付いた個人番号は開示しない。
 - 情報提供ネットワークは本人確認用証明書を提示した機関にあらかじめ配布した機関別符号との対応を開示する。
- 写真付き官製身分証明書
- 裏面に個人番号を記載
 - 複写して株式口座等を開設する際に個人番号がわからないと困るので、記載している。
- 当面無料

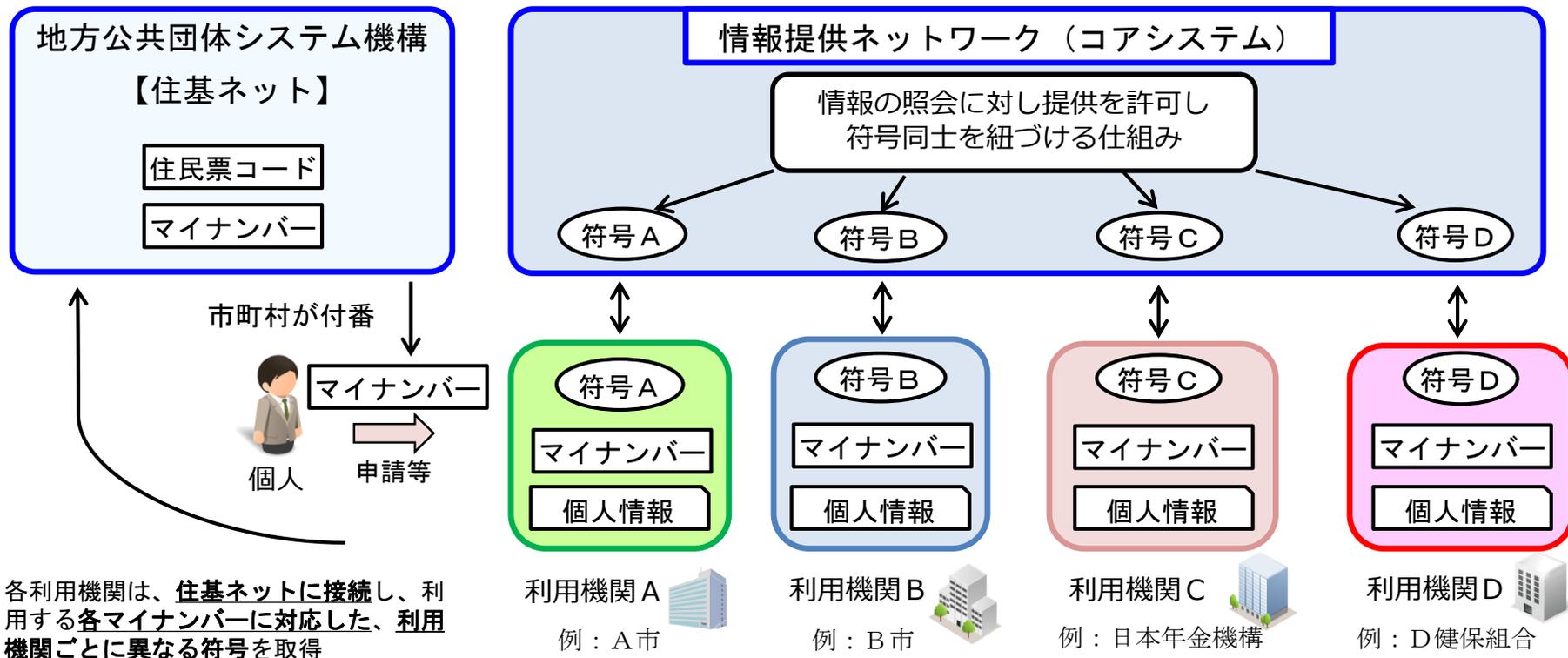
個人番号カード、通知カードについて

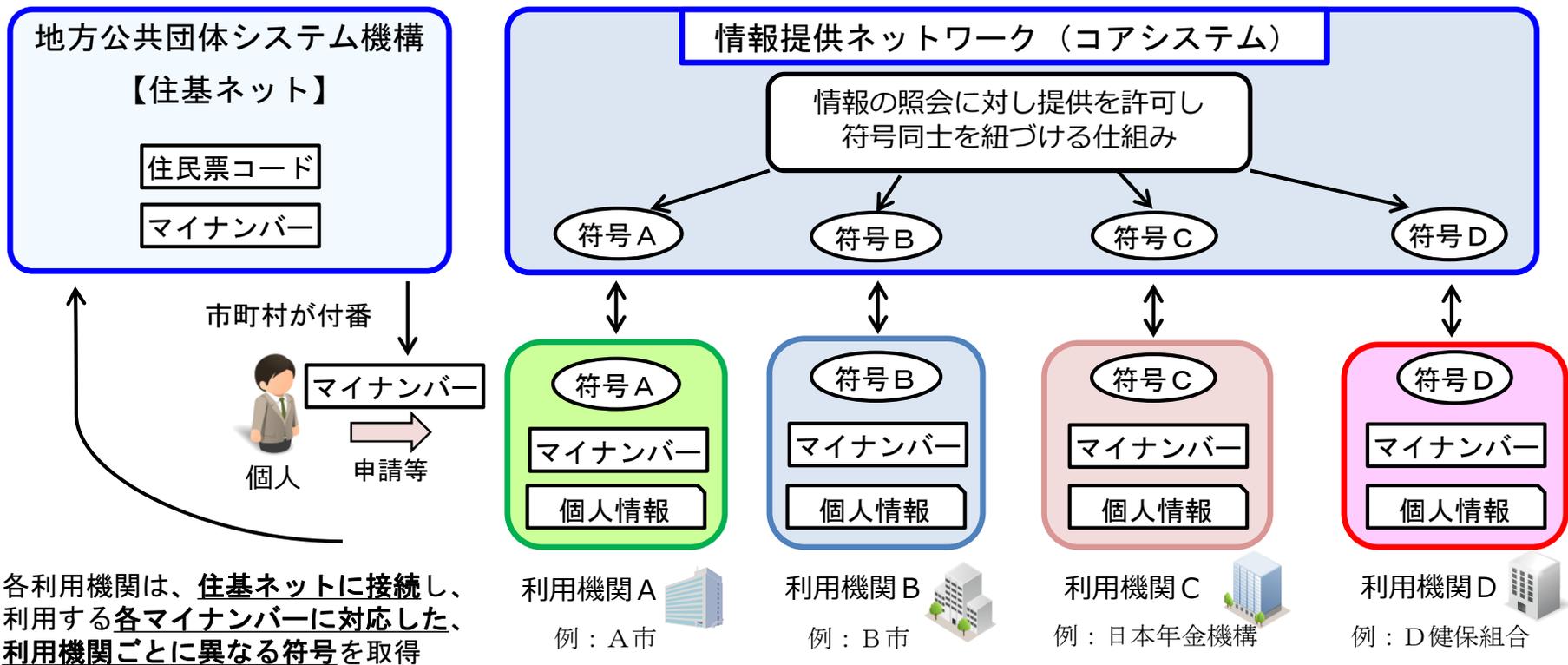
	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料: 1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料: 無料 ○有効期限が設けられている ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料: なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

情報提供ネットワークとは何か



- 番号制度の基幹部分。
- 個人情報扱う機関ごとに異なる機関別符号を払い出す。
- A市の機関別符号とB市の機関別符号の関係をしてるのは情報提供ネットワークだけ。





Xさんの個人番号は1234-5678-9001、A市の機関別符号はabc、B市の機関別符号はdefとする。

1. Xさんが、A市からB市に引っ越して、B市の市役所に転入手続きで来庁し、個人番号を提示する。
2. B市の職員はXさんの個人番号からB市の機関別符号defを調べ、符号defでA市にあるXさんの情報の請求を情報提供ネットワークに依頼する。
3. 情報提供ネットワークはB市の機関別符号defに相当するA市の機関別符号abcを調べ、A市にA市の機関別符号abcでXさんの情報を問い合わせる。
4. A市はA市の機関別符号abcでXさんの情報を調べ、情報提供ネットワークに送信。
5. 情報提供ネットワークは送られたXさんの情報の機関別符号をA市のabcからB市のdefに付け替えてB市に提供。

マイナポータルとは何か

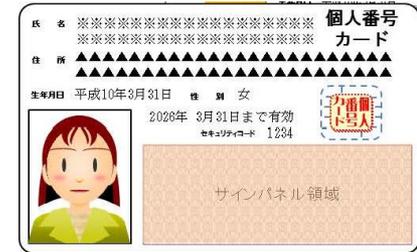


- 番号制度で利用された本人の情報の履歴を確認
- 行政機関の保有する本人の情報の開示
- 行政手続きのプッシュ型通知

- 共通認証基盤の入り口

情報提供等記録開示システム

- 政府は、法律施行後1年を目途として、**情報提供等記録開示システム**を設置する。
(番号法附則第6条第5項)



情報提供等記録開示システム主要3業務
(イメージ)

情報提供等記録表示業務

自己情報表示業務

お知らせ情報表示業務

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能 (附則第6条第5項)

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能 (附則第6条第6項第1号)

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能 (附則第6条第6項第2号)

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。なお、マイナンバーの利用開始は平成28年1月の予定)。

(注) 内閣官房において、マイナンバー法などの関係法律の改正を一括法案として提出する予定。

【行政機関等】

〔預金保険機構〕



〔地方自治体・年金事務所等〕

〔税務署〕



マイナンバー付で
預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された預金情報の提供を求めることができる旨の照会規定等を整備
(税務当局は現行法で照会可能)

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

【銀行等】



【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す

【顧客名簿】

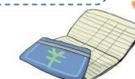
預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234 ……	普通	123…	〇〇円
		定期	456…	〇〇円
×× ××	9876 ……	普通	987…	××円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

〔番号を告知〕



預金者は、銀行等から、マイナンバーの告知を求められる
※ 法律上、告知義務は課されない

〔番号を告知〕



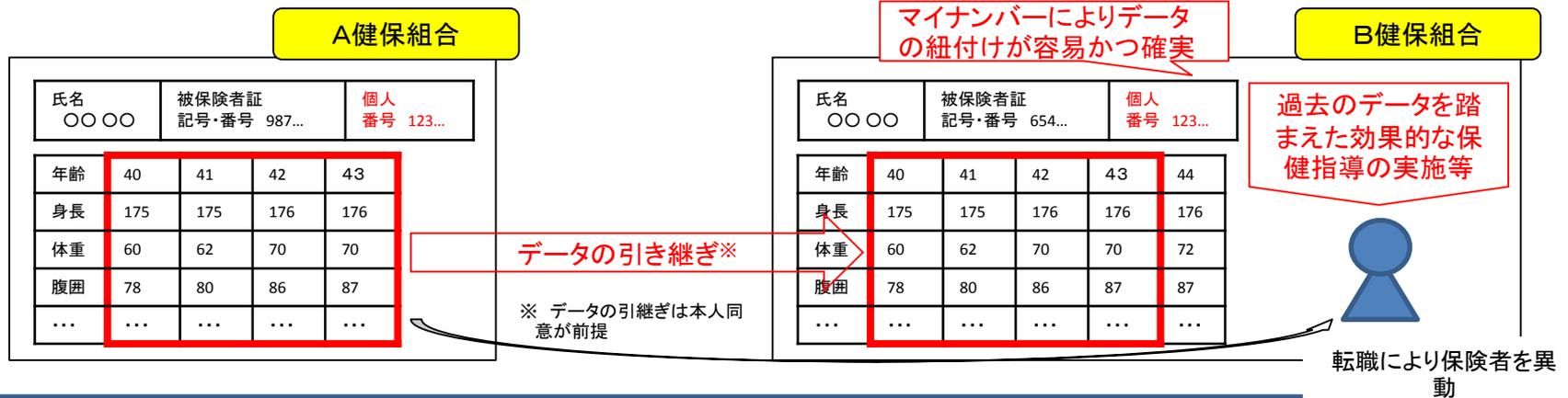
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

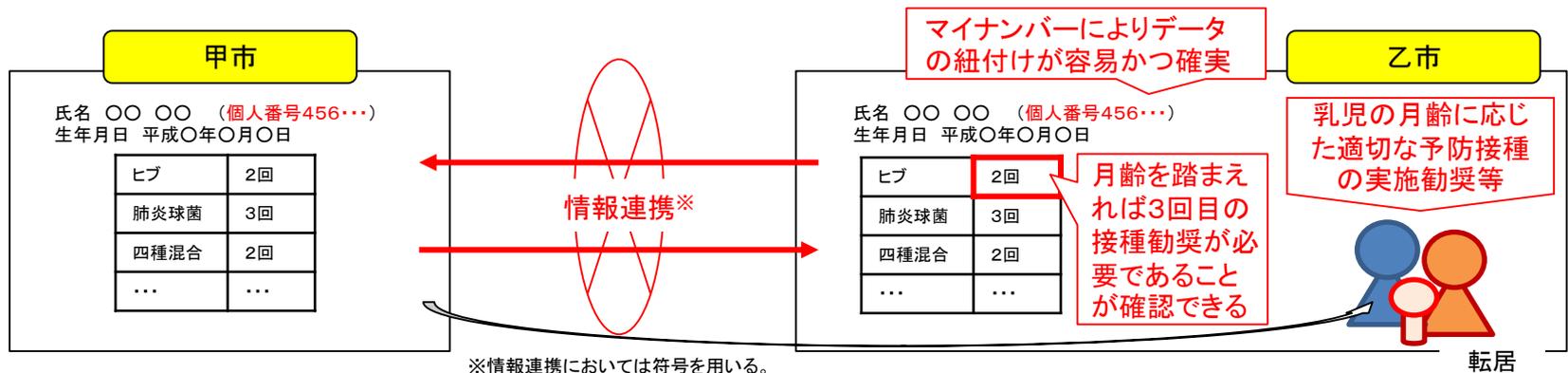
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について

1. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務におけるマイナンバーの利用

現状

- ・公営住宅、特優賃について、一体で事務処理
- ・入居申請に必要な添付書類も同一

公営住宅の管理に関する事務
マイナンバー

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務

- ・一方においてマイナンバーが利用できないため、却って事務が非効率化するおそれ
- ・同種の手続きにおいて一方は添付書類不要で、一方は必要とされるのは申請者に混乱を来すおそれ

改正

- ・特定優良賃貸住宅の管理についてもマイナンバーの利用を可能とする

公営住宅の管理に関する事務
マイナンバー

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務
マイナンバー

- ・公営住宅の管理、特優賃の管理についてマイナンバーを利用して、一体として効率的に処理が可能
- ・いずれの申請手続きにおいても添付書類は不要となり、住民の利便性がより一層向上する

2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。

A県

別表第1に基づきマイナンバーの利用が可能

○高等学校等修学支援金支給法に基づく事務
➢ 高等学校の授業料補助
マイナンバー

条例を定めることでマイナンバーの利用が可能

○県の独自事務
➢ 高等学校の授業料補助の上乗せ
マイナンバー

- ・別表第2に基づき情報連携可能
- ・課税証明書の添付不要

情報提供ネットワークシステム

B市

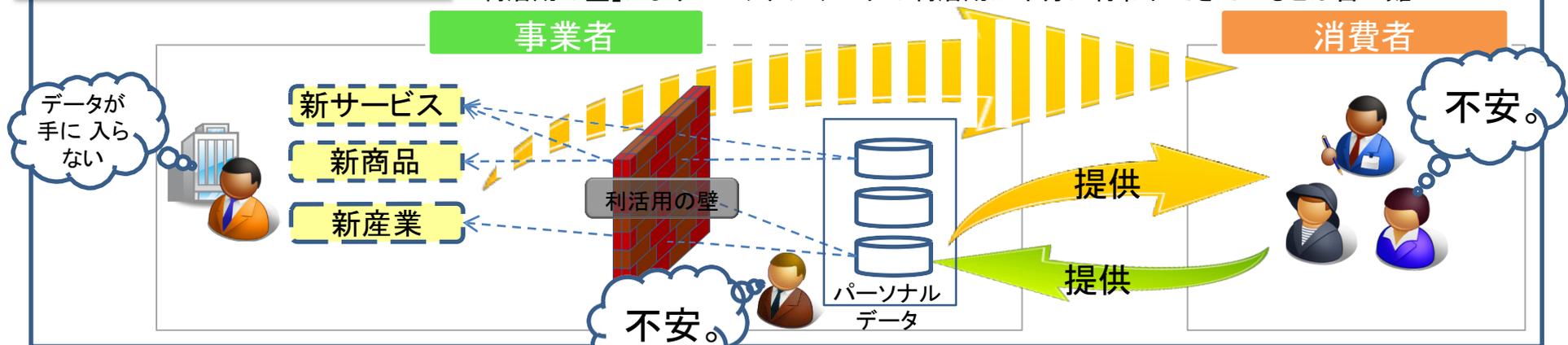
地方税関係情報(所得情報)

現行では情報連携できないため、課税証明書の添付が必要

- はじめに
- 番号制度の概略
- 個人情報保護法改正案と課題
- 医療分野での番号制度の活用
- Personal Health Recordsの時代へ

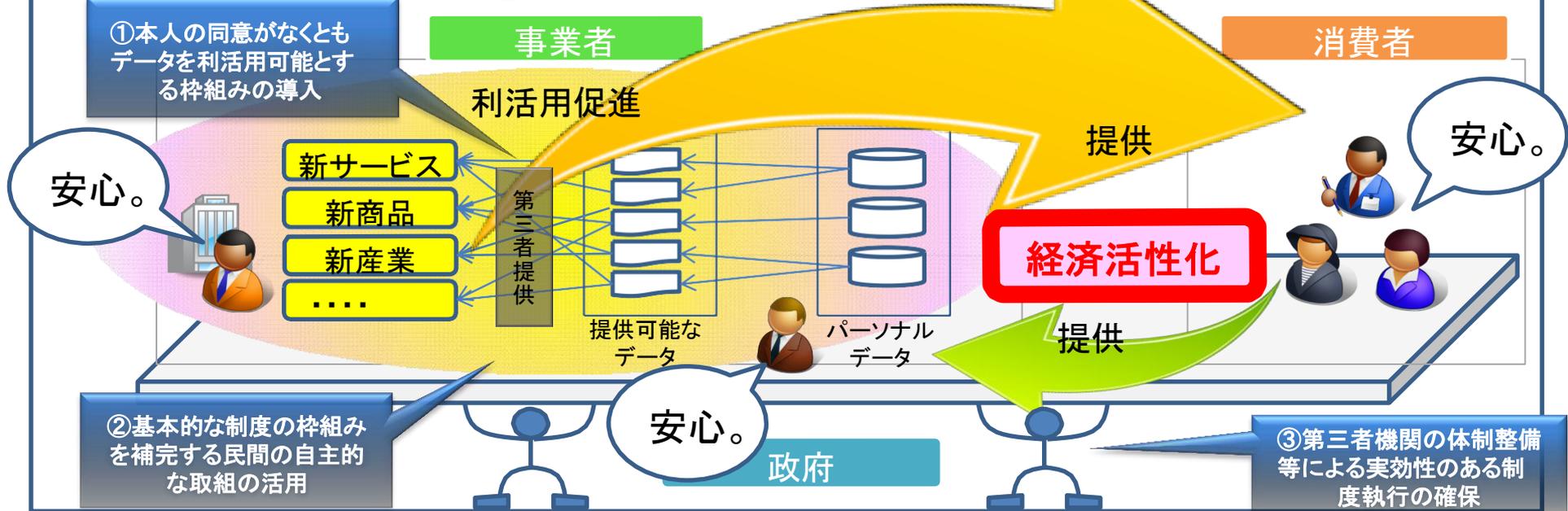
現状

「利活用の壁」によりパーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い



制度改正の方向性

新産業・サービスの創出と国民の安全・安心の向上等によるパーソナルデータの利活用を実現する環境整備



医療介護分野における現状の個人情報保護法制下の課題

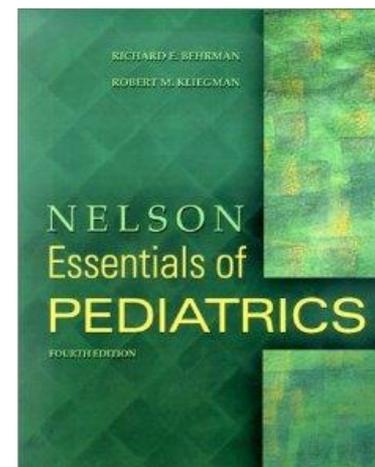
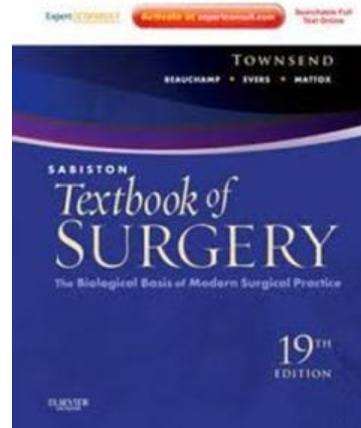
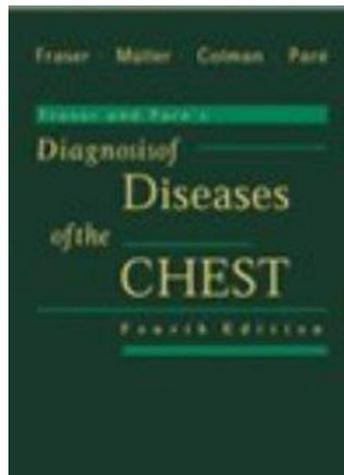
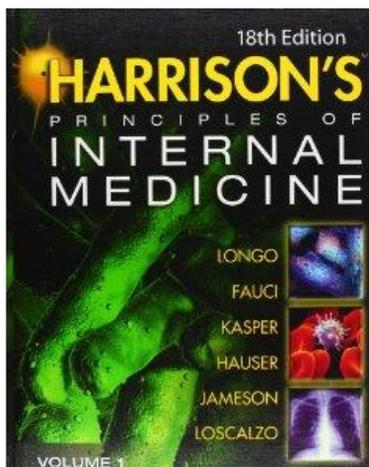
- ＞ 保護は追求されているが、活用しないことに対する対策はほとんどされていない。
- ＞ 個人情報保護法は情報取得主体によって異なるルールで運用されている。
- ＞ 情報保護だけではなく、不正利用に関して実効性のある悪用防止の手立てが必要。
- ＞ 個人情報の定義が曖昧、つまり匿名化が定義できない。
- ＞ 本人が自らの個人情報の現状を知るために医療・介護分野で安心して利用できる共通IDが必要。
- ＞ 遺伝する情報の本人同意の影響範囲が不明瞭

個人情報保護法の改正点概略

- 非個人情報・個人情報に加えて匿名加工情報の追加。
- 要配慮情報の概念の導入
- 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け
- 本人同意を得ない第三者提供への関与（オプトアウト規定の見直し）個人情報保護委員会への届け出
- 小規模事業者への対応
- 個人情報取扱事業者の努力義務へ個人データの消去の追加
- 開示等請求権の明確化
- 罰則の強化
- 個人情報保護委員会
- 個人情報の取扱いのグローバル化に対応

医学知識は過去の経験の集積

無数のプライバシーセンシティブな情報から精製されたもの



The Academy of Medical Sciences

Policy

Print this page

Previous projects

Please select a project below to view more detail.

2009

- Genome-wide association studies: understanding the genetics of common disease**
- Global health diagnostics: research, development and regulation**

2008

- Global mental health**
- Brain science, addiction and drugs**
- Inter-species embryos**
- The role of teaching in academic careers**
- Building clinical academic capacity and the allocation of resources across**

Search: type your query here

Project Details

Personal data for public good: using health information in medical research

Summary | Working Group Membership | Terms of Reference | Review Group Membership | Project Downloads

Summary:

Medical research using patient data has had a long and successful history of providing vital knowledge on the causes of disease and the effectiveness of treatments. The unique features of the UK National Health Service and the advent of large patient databases present unparalleled opportunities for enhancing such research.

However, it appears that advances in this field are increasingly inhibited by unnecessary constraints on the use of patient data. Constraints include confusing legislation and professional guidance, bureaucracy of process and a lack of engagement between patients, data controllers and researchers.

Medical confidentiality and appropriate consent are important entitlements that must be protected by an ethically sound regulatory framework. Technological developments in database management present ever more sophisticated research

INSTITUTE OF MEDICINE

REPORT BRIEF • FEBRUARY 2009

BEYOND THE HIPAA PRIVACY RULE: ENHANCING PRIVACY, IMPROVING HEALTH THROUGH RESEARCH

Our modern electronic world has many benefits and conveniences; emails can be checked from a mobile device and patients provide their medical histories online. But this free flow of information also creates privacy concerns; the risks of data security breaches, identity theft, and discrimination are real. Privacy protections are needed, but they can also impede the flow of information, with negative consequences. In health research, access to patient health information is vital for making medical advances such as new therapies, improved diagnostics, and more effective ways to prevent illness and deliver care. At the same time, effective privacy protections permit health care and research activities to be carried out in ways that preserve patients' dignity, and help protect individuals from harms like discrimination. Thus, privacy protections and ethically-conducted health research provide valuable, interrelated benefits to society and society should strive to support both.

In 1996, Congress enacted the Health Insurance Portability and Accountability Act (HIPAA), which called for a set of federal standards, now known as the HIPAA Privacy Rule, for protecting the privacy of personally identifiable health information. One major goal of the Privacy Rule is to ensure that individuals' privacy is properly protected

In its report, the committee concludes that the HIPAA Privacy Rule does not

匿名加工情報

- 匿名加工情報（特定性低減情報）
 - 個人を識別できないとは言切れないが、一定程度リスクを下げた情報
 - 一定の条件下で同意なく使用可能
 - 安全管理 — 努力義務
 - 再特定しない
 - 下流でも再特定しない
- 安全管理はそもそもBest Effort。 少なくとも要配慮情報に関しては努力義務ではなく、一定の水
準の安全管理を求めるほうが良いのではないか。

要配慮個人情報

- 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪被害を受けた事実及び前科・前歴（詳細は政令）
本人同意を得ない取得を原則として禁止
利用目的の制限の緩和及び本人同意を得ない第三者提供の特例の対象から除外
- 病歴の範囲は？
介護情報は含まれるか。 消費者ベースの健康情報は含まれるか。
- 本人の同意を得ない取得の原則禁止 — 診療に差し支えないか。
- 利用目的の制限の緩和 — ITを用いた地域医療連携で齟齬はないか。
- 第三者提供の特例の対象からの除外 — 診療に差し支えないか。

法案23条

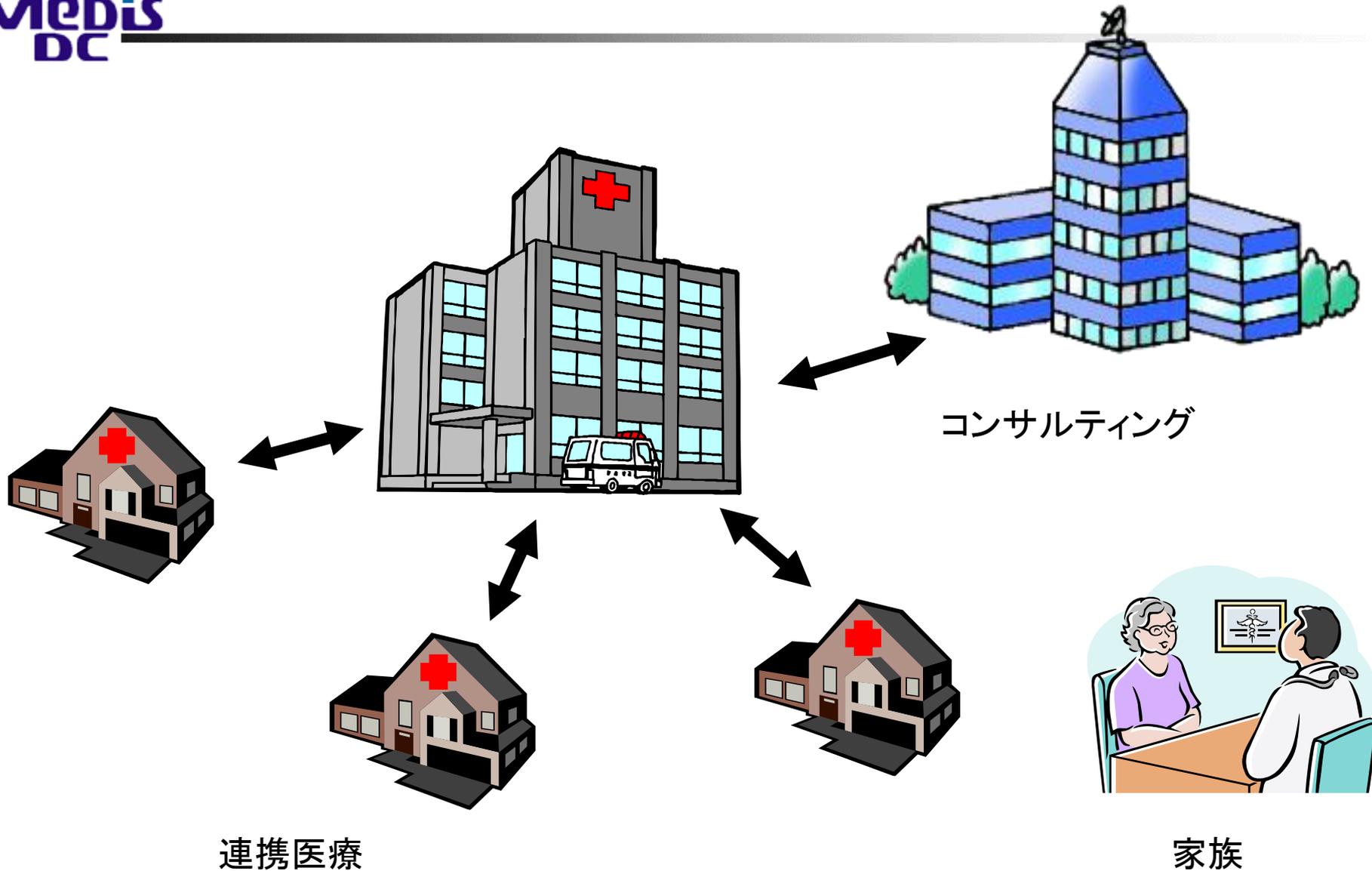
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（**要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。**）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - － 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - － 二 第三者に提供される個人データの項目
 - － 三 第三者への提供の方法
 - － 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - － 五 本人の求めを受け付ける方法

現状の厚生労働省のガイドライン

＞ 第三者提供 包括的同意に関する事項

- 医療の提供のために通常必要な範囲の第三者提供。
院内掲示等で通知し明示的な保留の意思表示がなければ黙示的に同意したとみなすことができる。
 - 患者への医療の提供のため、他の医療機関と連携をとること。
 - 患者への医療の提供のため、他の医師等の意見・助言を求めること。
 - 患者への医療の提供のため、他の医療機関からの照会があった場合にこれに応じること。
 - 患者への医療の提供に際して、家族等への病状の説明を行うこと。
- 包括的同意において院内掲示を行う場合以下のことを含める。
 - 利用目的で同意しがたいものがあるときは、本人に明確な同意をえるように医療機関に求めることができる。
 - 患者が特に意思表示を行わない場合は同意したとみなすこと。
 - 同意および保留は、その後、患者からの申し出により、いつでも変更できること。

内と外



今後検討すべき課題

- 個人情報保護法は情報取得主体によって異なるルールで運用されている。
 - 国、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者
 - いずれも医療・介護情報を扱うが、ルールが異なる。
 - さらに主体種別を超えての情報連携が著しく困難。

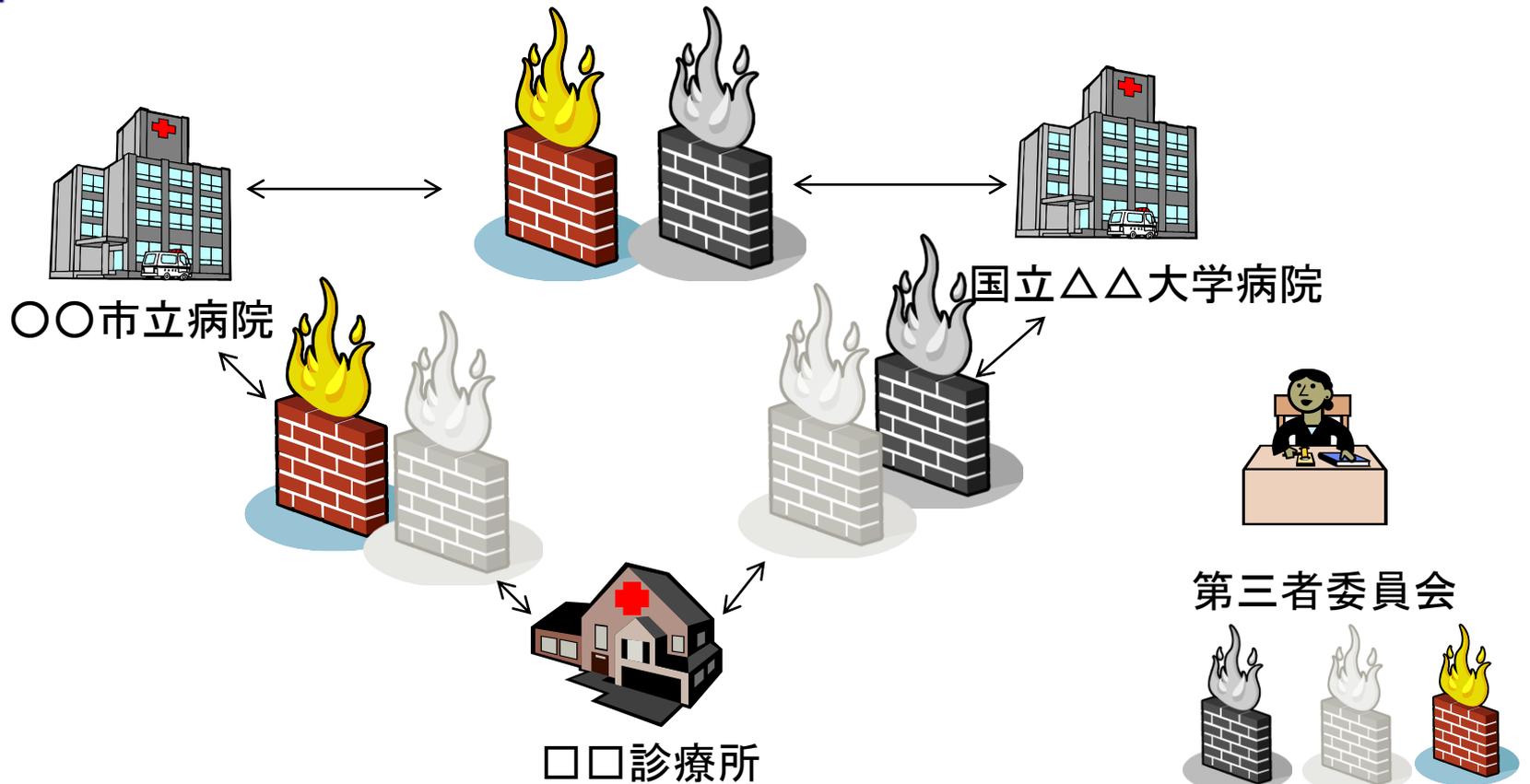
2千近い個人情報保護法令・条例があり、それぞれ独自の施行体制・ガイドラインを持つ。ガイドラインレベルに至っては相当な差があることが現状。

- 例1 県立病院、国立大学病院、民間病院、市立病院が小児疾患の画像診断でPACS連携を行おうとすると、4つの異なる個人情報保護委員会の審査を受けなければならない。
- 例2 自治体Aでは国保課が管理するレセプト情報を保健福祉課が活用できるが、自治体Bではガイドラインで禁止。

遺伝する情報に関わる問題

- 本人の同意がどこまで有効か。子や親のプライバシー侵害を有効に防止できるか。
- 逆に遺伝子配列だけから個人を特定することは不可能。要配慮情報の適応で過剰な利用制限に陥らないか。
- 情報保持と不正利用は区別して対処すべきではないか。

制度の違い



ルールが同じだけでは解決しないかも知れない。手続きの
(第三者委員会による) 一元化ができれば

- はじめに
- 番号制度の概略
- 個人情報保護法改正案と課題
- 医療分野での活用
- Personal Health Recordsの時代へ

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中长期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の**提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸④」

2013年度・2014年度		2015年度		2016年度	2017年度	2018年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
以下の施策について、健康・医療戦略本部の下に設けられた次世代医療ICT基盤協議会が総合調整								
<p>効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会④</p> <p>医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において中間まとめを取りまとめ(2014年12月)各地の医療情報連携ネットワークで共有されている情報の調査等を実施 医療情報連携ネットワークの低廉なモデルの確立及び在宅医療・介護の関係者による情報連携を図るための標準規格の検討</p>	医療保険オンライン資格確認システムの整備に向けた検討		2020年本格運用を目指し医療等分野における番号を段階的に導入			<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度までを目標に地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及実現【約200(2015年5月現在)】 ・2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%【57.3%(2011年10月1日現在)】 		
	医療等分野における番号の具体的制度設計や固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討・結論		各都道府県が策定する医療計画等に地域医療情報連携ネットワークの今後の取組を記載することを促進 地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策		診療報酬におけるICTを活用した医療情報連携の評価の在り方の検討			
	診療行為の実施結果の標準化されたデジタルデータの構築、ネットワーク構築に係るシステム仕様等の標準化、クラウド化等によるネットワークの整備・運営コストの低減		特定健診データを2018年を目途に個人が電子的に把握・利用可能とすることを旨とし、保険者を異動した場合の特定健診データの円滑な引継ぎ方法等について検討・結論		国民への普及推進			
	電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討		患者本人が自らの生涯にわたる医療情報を経年的に把握できるようにするための方策についての検討・結論		医療等分野の情報の活用を一元的に担う司令塔機能の強化			
	在宅医療・介護分野における多職種が共有すべき情報項目等の標準化の推進		「医療等分野データ利活用プログラム(仮称)」の策定		「代理機関(仮称)」の設置について検討、必要な法制上の措置			
	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までを目標に国等が保有する医療等分野の関連データベースについて患者データの長期追跡及び各データベース間での患者データの連携実現に向けた基盤整備 ・国等が保有するデータを活用した医療の標準化や質の評価の仕組み、費用対効果分析や医療介護費用の適正化、地域における医療機能の分化・連携に資する分析、研究開発、医薬品等の安全対策等の活用方策(情報の取扱いに関するルール等の検討も含む)の検討 		国等が保有するデータの民間利活用の推進					

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ

1. 医療等分野での番号（電磁的符号を含む）による情報連携のあり方

- 医療等分野の個人情報、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病歴や服薬の履歴、健診の結果など、第三者には知られたくない情報がある。利用について本人同意を得るとともに、患者個人の特定や目的外で使用されないよう、機微性に配慮した個人情報保護の措置を講じる必要がある。
- 医療等分野の情報連携のあり方については、以下のような意見があった。
 - ・ 本人の同意のもとで希望する患者が番号を持つ仕組みとし、共有する病歴の範囲について患者の選択を認め、患者が共有して欲しくない病歴は共有させない仕組みを検討する必要がある
 - ・ 患者に必要なサービスを提供する際の同意のあり方など、本人同意やプライバシーールールのあり方の検討が必要

2. 番号制度のインフラとの関係

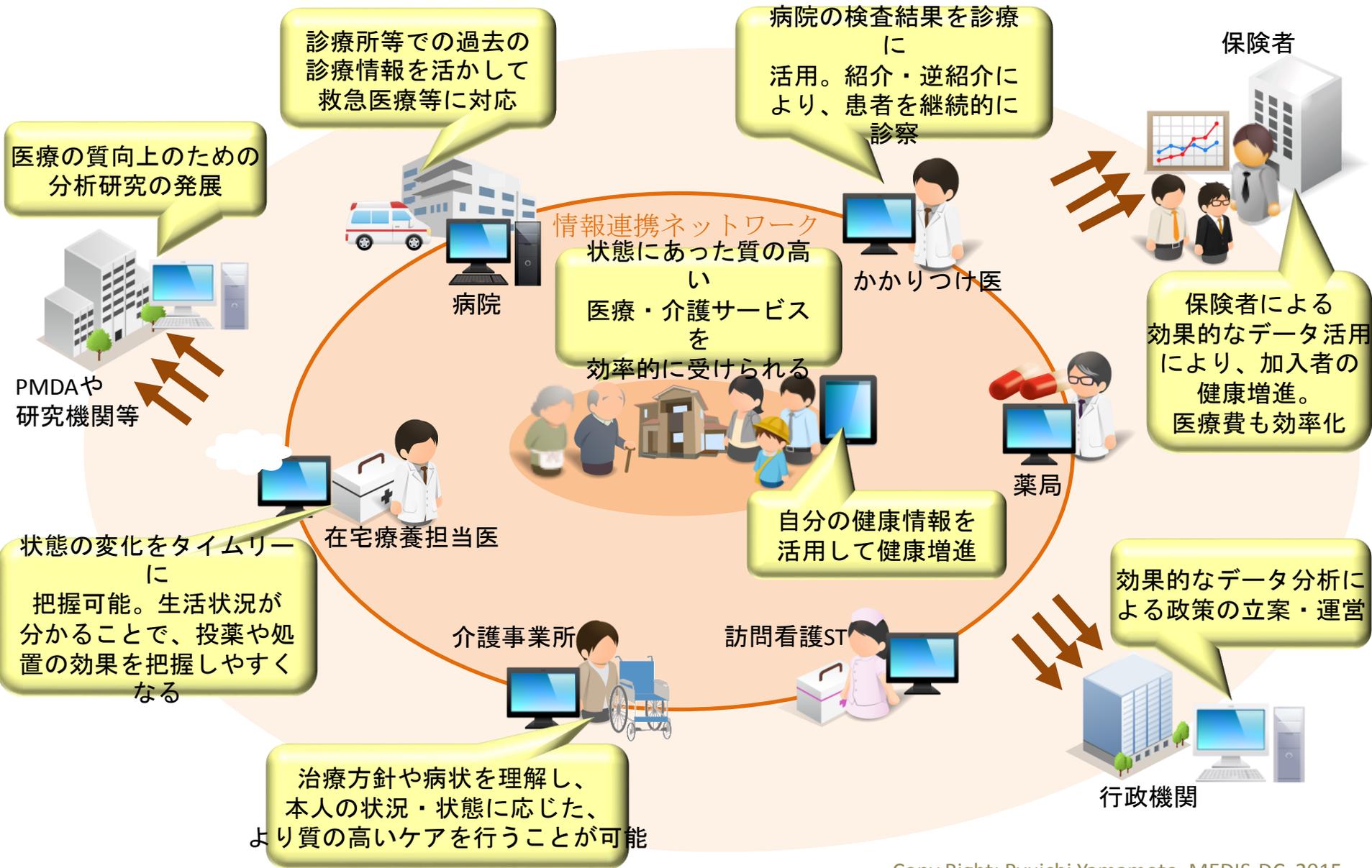
- 番号法では、目的規定（第1条）で、行政機関等が行政運営の効率化等のためマイナンバーを用いるとしており、医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない。他方、行政機関や保険者はマイナンバーと紐づけて資格情報等を管理するので、安全で効率的な情報連携を行うため、行政機関や保険者ではマイナンバーを用いる必要がある。
- 医療等分野で用いる番号（電磁的符号を含む）は、重複しない番号を交付するため、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みとする必要がある。
- マイナンバーとは別に「見える番号」を発行するのはコストがかかる。「見えない番号（電磁的な符号）」のほうが、安全性を確保しつつ二重投資を避ける観点から、望ましい。

3. 医療等分野の情報連携の具体的な利用場面等

- 「医療機関・介護事業者等の連携」や「健康・医療の研究分野」等で、医療等分野での番号（電磁的符号を含む）を用いた情報連携の仕組みが必要。行政機関と保険者は資格情報等をマイナンバーで管理するので、「保険者間の資格異動時の健診データの連携」と「予防接種歴の自治体間の連携」で、これらの情報の連携にマイナンバーを用いることを検討。
- 医療保険のオンライン資格確認は、既存のインフラも活用しつつ、資格情報とマイナンバーを紐づける番号制度のインフラを活用し、できるだけコストがかからない安全で効率的な仕組みについて、保険者・保険医療機関等の関係者との協議を通じて検討する。個人番号カードを用いる場合、ICチップをカードリーダーで読み取る、表面のみが見えるカードケースの利用など、マイナンバーが視認されない仕組みを検討する。
- 医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方については、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組みを検討する。

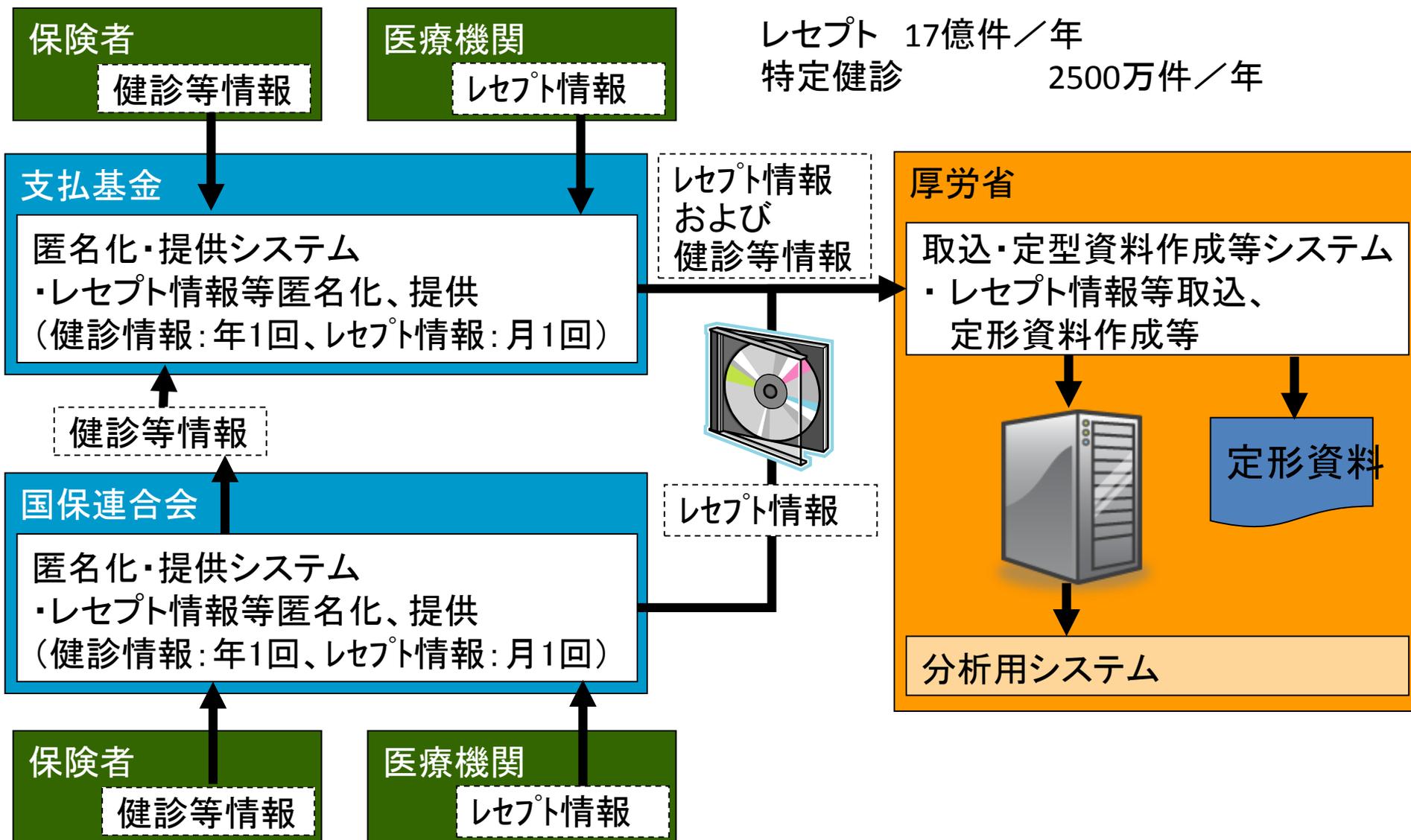
医療等分野のICT化が目指す将来像のイメージ

医療・介護サービスの質の向上と持続可能な社会保障制度の確保を目指したICT利活用



レセプト情報・特定健診情報等データベース(NDB)の全体像

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき厚生労働省に設置



- それぞれの
がんの解説
- 診断・治療
- 生活・療養
- 冊子・資料
- がん登録・統計**
- 予防・検診

TOP > [がん登録・統計](#) > [がん登録](#) > 全国がん登録

全国がん登録

更新日: 2015年04月16日 [[更新履歴](#)] 掲載日: 2014年11月14日

- [1. 全国がん登録とは何ですか](#)
- [2. がん登録はなぜ必要ですか](#)
- [3. がん登録の手続きは?](#)
- [4. 私たちの個人情報
は守られますか](#)
- [5. 集めたデータをどうするのですか](#)
- [6. 全国がん登録のロゴマークが示すもの](#)

1. 全国がん登録とは何ですか

「全国がん登録」とは、日本でがんと診断されたすべての人のデータを、国で1つにまとめて集計・分析・管理する新しい仕組みです。この制度は2016年1月から始まります。

「全国がん登録」制度がスタートすると、居住地域にかかわらず全国どこの医療機関で診断を受けても、がんと診断された人のデータは都道府県に設置された「がん登録室」を通じて集められ、国のデータベースで一元管理されるようになります(図1)。

「全国がん登録」
のロゴマーク



図1 新しくはじまる「全国がん登録」の仕組み

がん登録・統計

がん登録

- 全国がん登録
- [院内がん登録](#)
- [地域がん登録](#)
- [がん登録とがん対策](#)

一般向け統計情報

法令に基づくデータベース



- NDB
- 介護保険DB
- 介護認定DB
- 全国がん登録

これらのデータベースは同意を得て収集されているわけではない。しかし社会保障の適正化のためには活用しなければならない。

とは言え、プライバシーは守らなければならない。

医療等IDのあり方



- 悉皆性、つまりすべての人が持ち、かつ使わなければならないものか。
一意性を確保するためには悉皆的に発番する必要があるが、使用の拒否権は認めるべきではないか？
- IDは人が容易に視認できる必要があるか。
視認できることが望ましい。停電・故障でまったく利用できないのは問題。
- IDは一つでよいか。
目的別に複数あるべきではないか。
- 1人が複数持つことができるか。
よほどの場合は複数を認めるべきか？
- IDは変更可能か。
変更可能であることは保証すべき。

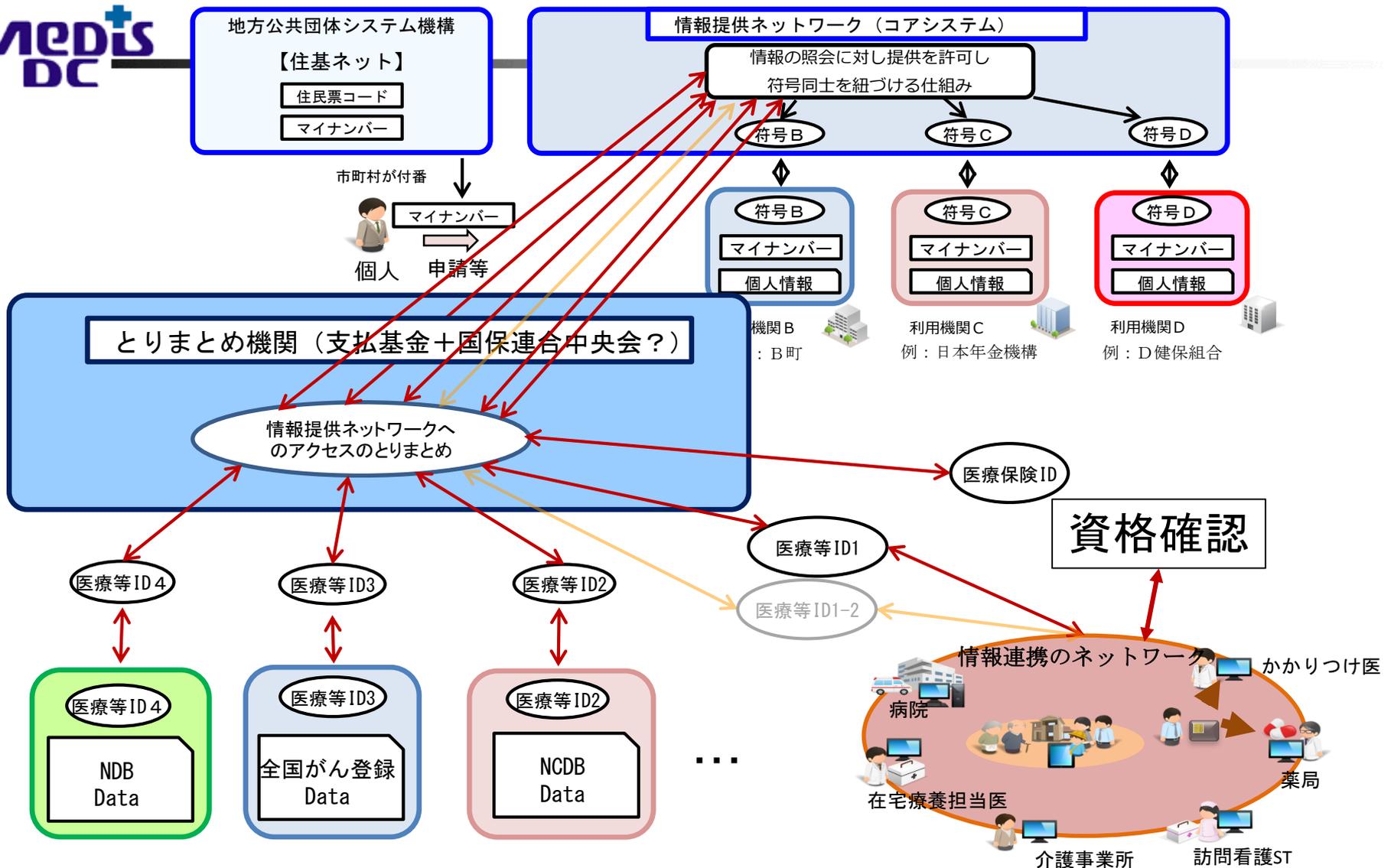
プレスリリース

日本医師会では、国の政策やさまざまな問題・事象に対する見解や、新たな行動指針・活動計画・成果報告などを紹介するため、役員が報道各社に対して定例記者会見を行っています。このコーナーでは、定例記者会見の内容や報道各社にリリースした資料をご紹介します。

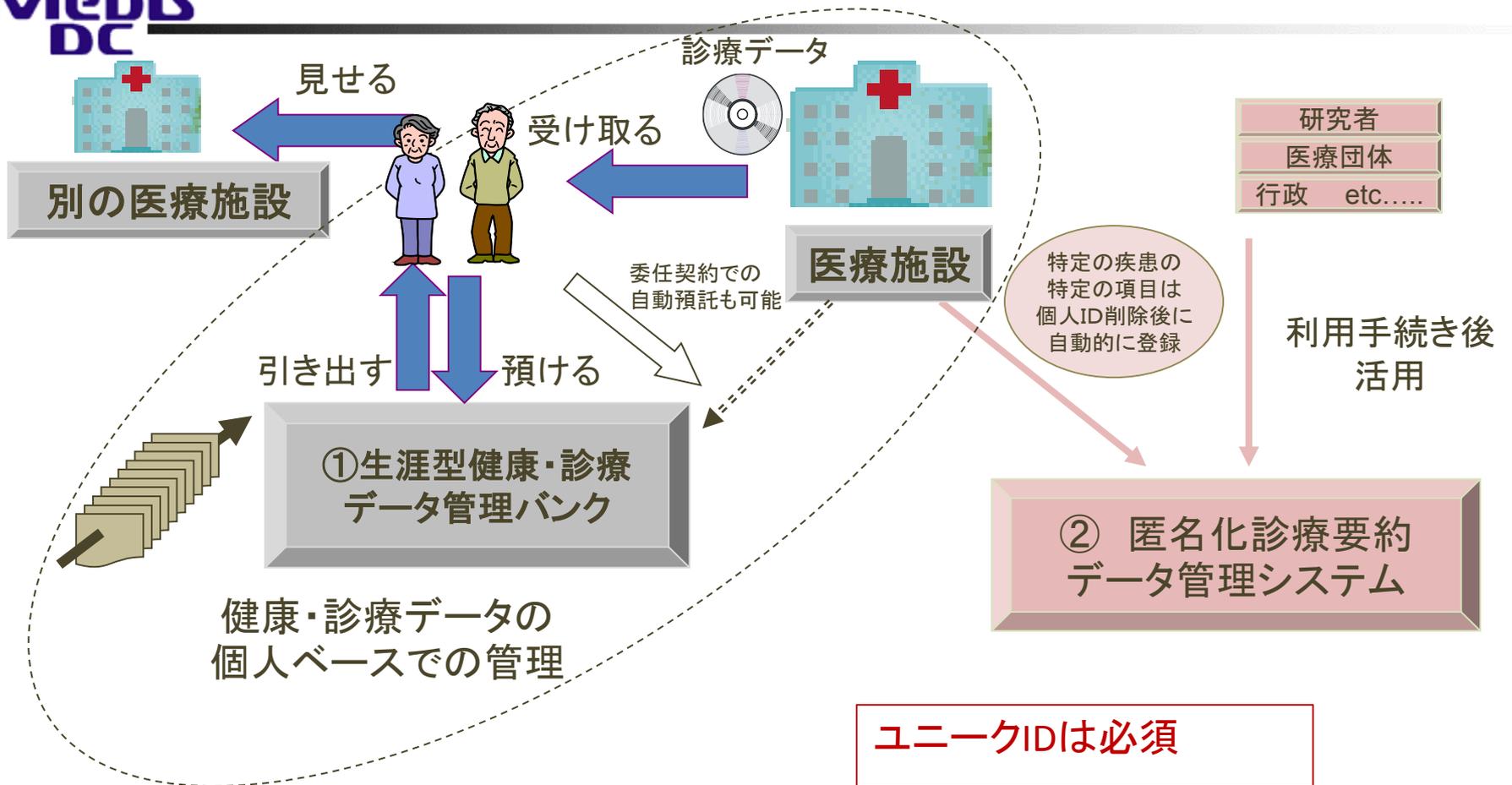
平成18年度 はこちらから>>	平成19年度 はこちらから>>	平成20年度 はこちらから>>	平成21年度 はこちらから>>	平成22年度 はこちらから>>	平成23年度 はこちらから>>	平成24年度 はこちらから>>	平成25年度 はこちらから>>	平成26年度 はこちらから>>
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

平成27年7月15日／定例記者会見		資料はこちらから
(1)	iJMAT協定の下での台湾における爆発事故による重度熱傷被害者への緊急医療支援について	(994KB)
(2)	南海トラフ大震災を想定した衛星利用実証実験（防災訓練）の実施について	(1.9MB)
(3)	医師主導による医療機器の開発・事業化支援開発アイデアの登録概況（平成27年6月・7月分）について	(1.0MB)
(4)	大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定締結について	(45KB)
(5)	医療分野等ID導入に関する検討委員会中間とりまとめについて	(38KB)
平成27年7月1日／定例記者会見		資料はこちらから
(1)	経済財政諮問会議「経済財政運営の基本方針2015」等の閣議決定を受けて	

番号制度のインフラを活用した医療等ID（私案）



- はじめに
- 番号制度の概略
- 個人情報保護法改正案と課題
- 医療分野での番号制度の活用
- Personal Health Recordsの時代へ



診療のための生涯型健康・診療データ管理バンク①および施策
活用のための匿名化診療要約データ管理システム②(大江和彦教授 2006 Oct.)

Le Site du DMP - Accueil - Windows Internet Explorer

http://www.d-m-p.org/index.php

Le Site du DMP - Accueil

Dossier Médical Personnel

Le DMP Le GIP-DMP Actualités kit d'info Appels d'offre Recrutement Presse

Accueil

Vous êtes professionnel de santé

Accès, consultation, sécurité, confidentialité, respect du secret médical... Voici les réponses aux principales interrogations des professionnels de santé.

Le DMP de vos patients en 10 questions

À LIRE

Groupes de travail du DMP

Les comptes-rendus des groupes de travail sont désormais en ligne sur notre site.

Pour en savoir plus, cliquez ici

DMP tv

Demain, le DMP

Voilà la vidéo.

Vous êtes patient

Le DMP c'est votre mémoire santé qui vous suivra tout au long de votre vie. Découvrez ci-dessous des présentations animées pour comprendre le fonctionnement du DMP.

Démonstrateur

ACTUALITÉS

20 Décembre 2007

Le conseil d'administration du GIP DMP s'est tenu mercredi 19 décembre 2007

Pour en savoir plus Lire le communiqué...

Suite

10 Décembre 2007

Discours d'ouverture des 3èmes rencontres parlementaires sur le DMP

3èmes rencontres parlementaires : retrouvez les...

Suite

L'AIDE-MÉMOIRE

la lettre des acteurs du DMP !

Vous êtes partenaire

Partenaires du DMP, accédez à vos infos dédiées

EN CONCERTATION

Le GIP a fait de la concertation une véritable méthode de travail et de

Canada Inforoute Health Santé Inforoute du Canada

Events | Resources | Media Room | Blog | Careers | Contact Us | RSS Feed | Français

Forgot your password / username? Username Password Login

Create an account Remember me

About Electronic Health Records | Electronic Health Records and You | About Canada Health Inforoute | Standards Collaborative

Keywords SEARCH

Technology enabling patient centered care

FIND OUT HOW

Recent News

July 7, 2011
Inforoute establishes Tech Watch Group to monitor and promote emerging technologies for health

July 5, 2011
Inforoute Challenge Sparks Innovations for Health Care

Events

November 14 - 16, 2011
Fall 2011 Inforoute Partnership Conference

EHR technology in action

EHR Advancements

New! Report on telehealth systems

Independent study finds that telehealth is becoming a mainstream way of delivering care.

Learn more | Read the report | See it in action

Explore Inforoute

Certification for Solution Providers | Investing in electronic medical records (EMRs)

KAISER PERMANENTE

Home kp.org | Sign on | Guia en español | Search our site

Change your region: California - Northern

My health manager | Health & wellness | Health plans & services | Locate our services

My medical record

Sign on to view your medical record

About my medical record

You can use our Web site to view your medical information, including a list of your immunizations, lab test results and past visits. (Depending on which Kaiser Permanente facility you regularly visit for services, these online features will be available to you now—or in the near future.)

To keep your personal information secure, you will need to sign on with your user ID and password before you can send a question. If you don't have a user ID and password yet, please register on our site.

Want to view your medical record online? [Sign on](#) or [register now](#).

Back to top

Terms & conditions | Privacy practices | Site policies | About us | Contact Web manager | Web awards & accreditations | Careers | Technical information | Web site map | Home kp.org

HealthVault: Home - Windows Internet Explorer

http://www.healthvault.com/

HealthVault: Home

Microsoft HealthVault BETA

Home | Add to my favorites | Sign in or Create an account

Welcome to HealthVault

Be well. Protected.

When it's your job to protect your family's health, you need every advantage. Imagine if you had a way to collect, store, and share the health information critical to your family's well-being.

HealthVault is the new and FREE way to do just that.

Imagine controlling the flow of your health information. Whether you need to search the Web for the most up-to-date treatments, catalog existing health records, receive test results, or monitor current physical readings — HealthVault gives you the control you need.

Our Health Privacy Commitment

- The Microsoft HealthVault record you create is controlled by you.
- You decide what goes into your HealthVault record.
- You decide who can see and use your information on a case-by-case basis.
- We do not use your health information for commercial purposes unless we ask and you clearly tell us we may.

To read our full Privacy Statement, [click here](#).

HealthVault Search

The new way to search for healthcare articles and health information on the Web. [Learn More](#)

Web Health Search

HealthVault Account

The revolutionary and FREE way to collect, store, and share your health information with Web sites and doctors.

Already a member? [Sign in](#) | Not a member? [Create a HealthVault Account](#) | [Learn More](#)

Web sites that use Microsoft HealthVault

HealthVault Connection Center

Connect a wide variety of HealthVault-compatible devices from partners to your PC, and upload the data to your HealthVault account. [Learn More](#)

Download Device Drivers | Download HealthVault Connection Center



Meaningful Use Criteria and How to Attain Meaningful Use of EHRs | Providers & Professionals | - Internet Explorer

http://www.healthit.gov/providers-professionals/meaningful-use-criteria

HealthIT.gov

Providers & Professionals Patients & Families Policy Researchers & Implementers

Benefits of EHRs How to Implement EHRs Privacy & Security **EHR Incentives & Certification** Success Stories & Case Studies Resource Center

HealthIT.gov > For Providers & Professionals > EHR Incentives & Certification > How to Attain Meaningful Use

EHR Incentives & Certification

How to Attain Meaningful Use

Meaningful Use Criteria

Eligible professionals (EPs) and hospitals need to successfully attest to demonstrating meaningful use of certified electronic health records (EHRs) to qualify for an incentive payment through the Medicare EHR Incentive Program administered by the Centers for Medicare & Medicaid Services (CMS). EPs and hospitals that are eligible for the Medicare EHR Incentive Program do not need to attest to meaningful use in their first year of participation, but must adopt, implement or upgrade to an EHR to receive an incentive payment from their State.

Summary of Meaningful Use Criteria and Objectives:
In order to meet the meaningful use criteria, EPs and hospitals must adopt certified EHR technology and use it to achieve specific objectives.

Experiencing difficulties with Meaningful Use registration?
[Find the solution >](#)

Related Topics

- [Start Your Transition to EHRs](#)
- [Get Implementation Support](#)
- [Privacy & Security](#)

http://www.healthit.gov/patients-families/blue-button/about

HealthIT.gov

Providers & Professionals Patients & Families Policy Researchers & Implementers

Basics of Health IT E-Health Benefits of Health IT Protecting Your Privacy & Security Health IT Stories **Your Health Records**

HealthIT.gov > For Patients & Families > Your Health Records > About Blue Button

Your Health Records

About Blue Button

About the Blue Button Movement

Benefits of Blue Button

- Do you want to feel more in control of your health and your personal health information? Do you have a health issue?
- Are you caring for an elderly parent?
- Are you changing doctors?
- Do you need to find the results of a medical test or a complete and current list of your medications?

Blue Button may be able to help.

Your Health Records

Millions of Americans can get easy, secure online access to their health records thanks to "Blue Button". Health information about you may be stored in many places, such as doctors' offices, hospitals, drug stores and health insurance companies. Blue Button is a way you can access your health records electronically so you can:

- Share them with your doctor or trusted family members or caregivers
- Check to make sure the information, such as your medication list, is accurate and

Find out if your provider participates in Blue Button today.

Quick Links

- [Your health records](#)
- [Your rights](#)
- [What kind of information is available to you?](#)

Stage 1: 2011-2012	Stage 2: 2014	Stage 3: 2016
Data capture and sharing	Advance clinical processes	Improved outcomes
Electronically capturing health information in a standardized format	More rigorous health information exchange (HIE)	Improving quality, safety, and efficiency, leading to improved health outcomes
Using that information to track key clinical conditions	Increased requirements for e-prescribing and incorporating lab results	Decision support for national high-priority conditions
Communicating that information for care coordination processes	Electronic transmission of patient care summaries across multiple settings	Patient access to self-management tools
Initiating the reporting of clinical quality measures and public health information	More patient-controlled data	Access to comprehensive patient data through patient-centered HIE
Using information to engage patients and their families in their care		Improving population health

http://bluebuttonplus.org/

Blue Button Implementation

Blue Button+ Implementation Guide

February 4, 2013 - Developer Preview | Help edit this site

Background
Evolution of BB VDT & BB+

Content
Clinical Claims

Download

Transmit

Receive

Toolkit

Testing

Privacy & Security

Getting Started with Blue Button+

Blue Button is the symbol for a patient's access to their own data. Blue Button+ is the ability to get records in a human-readable and machine-readable format; and to send them where they choose. This enables a consumer to do everything from printing a physical copy to sharing it with a third party application.

For Data Holders / Providers

Learn how to structure a patient health record and how to transmit it to a patient's location of choosing. Meet MU2 - VDT requirement.

- Structure health data as C-CDA
- Transmit health data using Direct
- Implement automation/triggers
- Retrieve BB+ Patient Trust Bundle

For Third Party Applications

Learn how to build applications powered by Blue Button+ receiving structured patient health records and getting automated access from dataholders.

- Parse health data as C-CDA
- Receive health data using Direct
- Submit your anchor to trust bundle
- Retrieve BB+ Provider Trust Bundle

日本の誇る手帳文化

- 母子手帳
- お薬手帳
- 糖尿病手帳



世界に広がる母子健康手帳

戦後の日本で生まれ、今や妊娠すると誰もが手にする「母子健康手帳」。アジア、アフリカの国々にも、お母さんと赤ちゃんの命と健康を守るツールとして注目され、活用が広がっています。

いつでもどこでも確かなお薬情報を



大阪お薬手帳

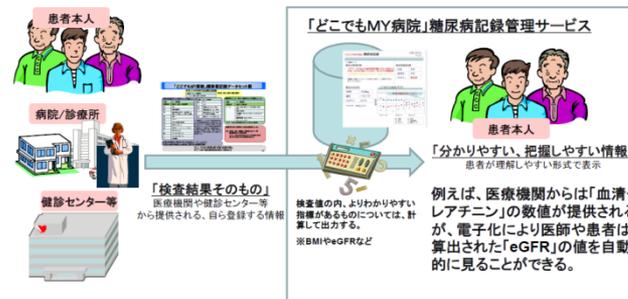
お薬手帳がスマートフォンの中へ

いつでも かんたん どこでも

本事業は大阪府地域医療再生基金を活用した事業です。

電子的な管理の特徴「把握しやすい表示内容へ変更」

検査結果から推算値を自動的に算出し、BMIやeGFRなど理解しやすく表示することで患者や医師が病状等を容易に把握することができる。



ご清聴ありがとうございました。
質問をどうぞ

